

第3部 災害復旧・復興

第1章 災害復旧・復興の基本方針

(全班)

災害に対しては、「第1部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にして、より災害に強い郷土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧・復興では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 1 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと。
- 2 現状復旧にとどまらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと。
- 3 復興後の郷土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと。
- 4 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと。

なお、被災が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、市、県は必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、市では市民、県及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の郷土の姿を明確にして、災害に強い郷土づくりを計画的に進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。

加えて、技術職員の不足等により、市単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、大分県を通じて地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

項目	担当班	ページ
第1節 災害復旧事業の施行の基本方針	全班	273
第2節 公共土木施設災害復旧事業の推進	本部対策班 経済対策班、建設対策班	273
第3節 国土交通省等の権限代行制度	全班	273
第4節 農林水産業施設災害復旧事業の促進	本部対策班、経済対策班	274
第5節 上水道、簡易水道施設災害復旧事業の推進	本部対策班、建設対策班	274
第6節 その他の災害復旧事業の推進	本部対策班 建設対策班、教育対策班	274

第1節 災害復旧事業の施行の基本方針

(全班)

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧事業の推進

(本部対策班、 経済対策班、 建設対策班)

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案のうえ、災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第3節 国土交通省等の権限代行制度

(全班)

- 1 県は、市道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。
- 2 市は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 3 市又は県は、災害時、都道府県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 4 県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 5 県は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

第4節 農林水産業施設災害復旧事業の促進

（本部対策班、経済対策班）

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において、被災施設の災害復旧事業に努める。

また、市は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、県を通じ主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

第5節 上水道、簡易水道施設災害復旧事業の推進

（本部対策班、建設対策班）

水道・簡易水道施設の災害復旧については、厚生労働省所管「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」（昭和49年厚生省環第121号）に基づき、水道法第5条第1項に規定する水道施設等が被災した場合には、速やかに給水を再開できるように対策を講ずるものとする。

第6節 その他の災害復旧事業の推進

（本部対策班、建設対策班、教育対策班）

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

項目	担当班	ページ
第1節 市民サポートセンター（仮称）の設置	市民生活対策班、 福祉保健対策班	277
第2節 り災証明書の発行	市民生活対策班	278
第3節 被災者台帳の整備及び情報提供	市民生活対策班、 福祉保健対策班	280

第1節 市民サポートセンター（仮称）の設置

（市民生活対策班、福祉保健対策班）

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、市では、必要に応じて、「市民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、設置等運用にあたって柔軟に対応する。

1 各種手続きの総合窓口

第4章に掲げる被災者支援の各種制度に関する手続及び相談を一元的に処理する。

2 各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

3 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

4 情報の提供

県及び関係機関と連携し、自立を図るうえで必要となる様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

第2節 り災証明書の発行

(市民生活対策班)

1 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成30年3月 内閣府）を基とした区分とする。

災害に係る住家の被害認定基準は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

また、消防庁の災害報告取扱要領（昭和45年消防防第246号）に示されている判定基準もあり、認定基準に取り入れるものとする。

災害報告取扱要領（消防庁）における認定基準は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

2 早期交付のための体制確立

市は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合、又はそのような事態の発生が予想される場合、り災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努める。

(1) り災証明書発行のための事前準備

- ア. 発行方針の決定
- イ. り災証明書の様式の設定
- ウ. 資機材等の確保
- エ. 申請窓口及び人員の確保
- オ. り災証明書発行に関する広報活動 等

(2) 被害認定調査のための事前準備

- ア. 調査計画の策定
- イ. 調査体制の構築及び調査班の編成
- ウ. 調査用資機材の調達
- エ. 職員研修の実施 等

なお、被害の調査等にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に示された被害認定調査の流れは、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

また、市は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及びり災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

3 り災証明書発行

り災証明書は、災害による被害の程度を証明するための書面であり、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の申請時や市税の減免申請時等に利用される。

（1）相談窓口の開設等

被災者からのり災証明申請については、税務課で対応する。また、各種相談については、庁内に専用の窓口及び会場を確保し、開設する。

被害の分類	対象者・対象物	申請窓口
住家	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けた方 ○ 区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けた方 	税務課
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗、事務所、工場等事業所及び事業用設備等に被害を受けた方 	商工振興課
農林水産業関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農家、漁家 ○ 被害を受けた農水産業用施設・機械、農水産物、農地等 	農政課

（2）被害認定調査の実施

被災者からり災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班2人程度とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成30年3月 内閣府）等を基に目視による一次調査を実施するものとする。

なお、り災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

また、事業者を対象とするり災証明申請については、申請者が被害認定調査を希望しない場合は、被害認定調査の実施を不要とする。

（3）り災証明書の発行

被害認定調査より判定された結果等を基に、り災証明書を発行するものとする。

なお、り災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度建物内部の二次調査を実施し、り災証明書を再発行するものとする。

4 り災証明書発行に関する広報

り災証明に関する体制が整備された際に、り災証明書の発行開始日時、受付会場、申請のために必要な持ち物等について、市ホームページ、市庁舎内及び市広報紙等を活用し、被災者への周知に努めるものとする。

第3節 被災者台帳の整備及び情報提供

(市民生活対策班、福祉保健対策班)

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

1 被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 被災者の生活再建等のための情報提供

県が災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、市は被災者台帳を作成する際、県に被災者に関する情報の提供を要請する。

第4章 被災者支援に関する各種制度 の概要

項目	担当班	ページ
第1節 経済・生活面の支援	本部対策班、 市民生活対策班、 福祉保健対策班、 教育対策班	283
第2節 住まいの確保・再建のための支援	市民生活対策班、 福祉保健対策班、 建設対策班	283
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援	経済対策班	283

第1節 経済・生活面の支援

（本部対策班、市民生活対策班、福祉保健対策班、教育対策班）

市、国、県及びその他関係機関が行う経済・生活面の支援に関する各種制度の概要は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第2節 住まいの確保・再建のための支援

（市民生活対策班、福祉保健対策班、建設対策班）

市、県及びその他関係機関が行う住まいの確保・再建のための支援に関する各種制度の概要は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

（経済対策班）

市、県及びその他関係機関が行う農林漁業・中小企業・自営業への支援に関する各種制度の概要は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第5章 激甚災害の指定

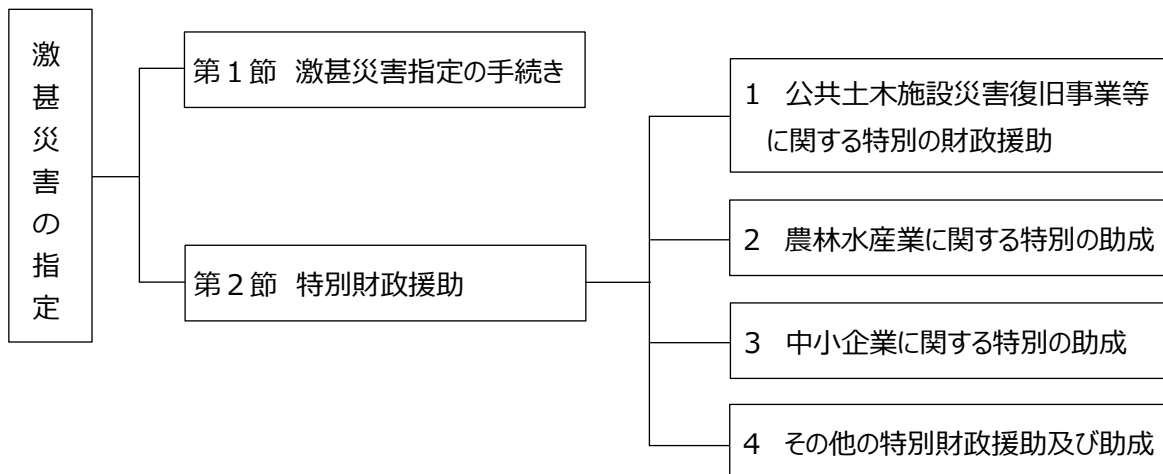
項目	担当班	ページ
第1節 激甚災害指定の手続き	本部対策班、 福祉保健対策班、 経済対策班、建設対策班、 教育対策班	287
第2節 特別財政援助	本部対策班、 福祉保健対策班、 経済対策班、 建設対策班、教育対策班	288

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

関係法令

- ・ 災害対策基本法第97条～第98条
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

対策体系



第1節 激甚災害指定の手続き

(本部対策班、福祉保健対策班、経済対策班、建設対策班、教育対策班)

- 1 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- 3 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。

1 激甚災害指定基準（本激の基準）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

2 局地激甚災害指定基準（局激の基準）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、局地激甚災害として指定することができる。

局地激甚災害の指定基準（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第2節 特別財政援助

(本部対策班、福祉保健対策班、経済対策班、建設対策班、教育対策班)

市長は激甚災害の指定を受けたときは、県の指示及び指導に基づき、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きを実施するものとする。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第2章：第3条、第4条)

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律第247号）等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

* 過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚災害法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

* 過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であればおおむね8割程度であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割程度まで引き上げられることとなる。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率はその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

* 過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば2割であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年8月5日法律136号）（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者200万円→250万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖業者等500万円→600万円）及び償還期限延長（3～6年→4～7年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被災者に対して3%以内の低利で貸すなどの措置がとられている。

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に係る補助（激甚法第11条の2）

激甚災害の指定を受けた一定区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定（普通保険の場合、2億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

4 その他の特別財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算制度がある。）

(4) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債（小災害債）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年5月30日法律211号）の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている。（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）